

JASE

現代性教育 研究ジャーナル

2014年
No. 35
2014年2月15日(毎月15日)発行

日本性教育協会
THE JAPANESE
ASSOCIATION
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL http://www.jase.faje.or.jp 発行人 鈴木 勲 編集人 本橋道昭
© JASE. 2014 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

デートDVと防止教育……………	1	「ありのままのわたしを生きる」ために ^㉔ ……………	9
性教育の歴史を尋ねる ^㉑ ……………	7	今月のブックガイド……………	10
北丸雄二のニューヨークレポート ^㉔ ……………	8	JASEインフォメーション……………	11

デート DV と防止教育

アウェア ^{よしざき} 吉祥 眞佐緒

(アウェア認定デート DV 防止教育プログラムファシリテーター・
DV 加害者更生教育プログラムファシリテーター)

デート DV とは

デート DV という言葉は 2003 年に、DV 加害者更生教育プログラムを実施する機関“アウェア”代表の山口のり子が初めて著書で紹介した造語です。既に、DV 加害者更生教育プログラムを日本で開始していた山口が、若者のデート DV 防止教育の必要性を感じてプログラムを開発しました。現在では、全国にその言葉もプログラム実施の機会も広がっています。

デート DV による悲惨な事件が報道されるたびに、加害者も被害者も、そして周囲の人間も、デート DV についての知識や情報があれば防げたのではないかと胸が痛みます。

日本ではデート DV は、結婚も同居もしていない交際相手間の暴力と定義されていて、とくに若者の間の問題という捉え方をされていますが、実際には幅広い年齢層の間でこの問題は起きています。とりわけ、若者の間に起こるデート DV は深刻で、被害

者ばかりでなく、加害当事者の人生に大きな影響を及ぼす可能性が高いのです。ここでは若者の間で起こっているデート DV に絞ってお伝えしたいと思います。

DV とデート DV の違い

DV は「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」の略で、直訳すると、「家庭内暴力 (夫婦間だけでなく、児童虐待、高齢者虐待も含まれる)」ですが、日本では、2001 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV 防止法)」が施行され、DV は夫婦・元夫婦・事実婚等の親密な関係の間で起こる暴力を意味する言葉として用いられています。

2013 年の 3 度目の DV 防止法改正で、婚姻関係にはないが同居している恋人間の暴力についても保護の対象が拡大されました。しかし、同居していないデート DV の被害者は DV 防止法の保護対象となっておらず、ストーカー規制法に委ねられてはい

るものの、社会的なサポートが得られにくいのが現状です。親密な関係の間で起こる暴力は、同居の有無にかかわらず、すべての被害者が同じように守られることが期待されます。

また、被害者だけでなく加害者を対象としたデートDV防止教育の充実が、喫緊の課題として求められています。

デートDVとストーカー

2013年11月に、京都に住む加害者が、別れ話のもつれから、東京在住の女子高校生を自宅で待ち伏せして殺害する事件が、ストーカー事件として大きく報道されました。同時期に千葉県市川市では、元交際相手による殺人事件が起きています。その以前にも2012年に逗子で起きたストーカー事件、2011年には長崎、三重、千葉の広範囲にわたるストーカー殺人事件等々、多くのストーカー事件が報道されています。

ストーカー事件というと、一般には、犯人は特殊な人だというイメージをもたれる人が多いようです。しかし、これらの事件は決してごく一部の特殊な事件ではなく、デートDVの延長上に起きた、ごく身近な事件としてとらえる必要があります。

別れ話のもつれによって、加害者が突然ストーカーに豹変するのではなく、交際期間中からデートDV加害者であった可能性が高いことは、容易に想像できます。たとえ物理的に離れた地域に住んでいたとしても、携帯電話やメール、SNSなどネットワークを介して、いとも簡単に二人だけの世界を作り上げることが可能です。ネット上の世界で起きる恐怖や閉塞感は、第三者には知ることができませんし、理解を得られにくいのです。

ストーカー規制法では、特定の者に対する恋愛感情や好意感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者、またはその家族などに対して行う行為を「つきまとい等」として8つの行為を規定し、つきまといを繰り返すことをストーカー行為と定義しています。殺人にまで至るケースはごくまれですが、このような行為に悩まされている被害者は、2010年の警察庁の統計では16,176件（ストーカー認知件数）で、若

者にとっては、決して特殊な事件でも他人事でもないのです。

つきまとい等の行為

- ① つきまとい・待ち伏せ・押しかけ
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会・交際の強要
- ④ 乱暴な言葉
- ⑤ 無言電話・連続した電話・FAX・メール
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

一般的には、別れ話が持ち上がった時に行われる行為だと言われていますが、このような行為をする加害者は交際期間中にも、日常的にデートDV加害行為をしている可能性が高いのです。つきまとい、ストーカー行為は、デートDVの1つの手段ということができます。

デートDVとストーカーは決して別の問題ではなく被害者は交際中も、別れた後も、長い期間苦しめられるのです。

被害の現状

DVはどれほどおきているのでしょうか。

「男女間における暴力に関する調査報告書」（内閣府男女共同参画局2012年）によると、結婚している女性の3人に1人が、配偶者からのDV被害の経験があることがわかりました。さらに、20人に1人が、命の危険を感じるほどのDV被害を経験しているのです。また、DV被害者の61%が以前も被害経験があることがわかっています（内閣府2007年）。

デートDVの被害はどうでしょうか。

20代、30代の女性の5人に1人がデートDVの被害を経験しており、うち4人に1人が命の危険を感じる経験をしています（内閣府2012年）。若者を対象にした調査では、交際経験のある女子高校生の3人に1人、女子大学生の2人に1人が被害経験ありと答えています（横浜市2008年）。こうした調査結果からも、DVやデートDVは予想以上に起きている身近な問題だということがわかります。

デートDV被害者の性別については、被害者の

87.4%が女性です（警察庁 2012 年）。その背景には、男女の体格差、体力差が影響しているのはもちろんのこと、社会背景に根強くある男性優位の考え方が大きく影響していると思われます。

デート DV は、異性間に限らず、同性間でも起きています。同性間のセクシュアリティの問題は、相談するハードルが高いため、問題が隠されてしまうという複雑さがあります。

暴力の構造と種類

DV もデート DV も構造は同じで、親密な人への虐待です。その関係性において上下、優劣、主従の関係を作り上げ、暴力を用いて弱い立場の者をコントロールしようとします。身体的暴力のみでなく、精神的暴力や強い束縛等行動の制限、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力等様々な種類があります。

暴力の種類

身体的暴力	殴る、蹴る、叩く、押す、小突く、つねる、髪の毛を引っ張る、首を絞める、押さえつける、突き飛ばす、肩をつかんでゆする、監禁する、物を使って叩く、物を投げる、ナイフ等をちらつかせる、拳を振りかざす、殴るふりをする など
精神的暴力	どなる、侮辱する、大切にしているものを壊す、すぐに不機嫌になる、無視する、「秘密をばらす」と言って脅す、いやな呼び方をする、「別れるなら自殺する」と脅す、「死ぬ」「どうなるかわかってるだろうな」「殴るぞ」と言って脅す、自分の暴力を相手のせいにする、優しくしたり冷たくしたりを繰り返して混乱させる、だめな人間だと思わせる、ストーカーのようにつきまとう、うそをつく、「家に火をつけるぞ」「家族に危害を加えるぞ」と言って脅す など
強い束縛	携帯の着信やメールをチェックする、友だちづきあいを制限する、頻繁にメールしてすぐに返信しないと怒る、電話に出ないと怒る、浮気していると言って責める、一日の行動をすべて報告させる、遊びに行く時に許可を取らせる、家族との行動を制限する など
性的暴力	キスや性行為を強要する、避妊に協力しない、性行為に応じないと不機嫌になる、性行為に応じるのは恋人の義務だと思込ませる、裸の写真を撮ってそれをネタに言うことを聞かせる、妊娠の責任を取らない、暴力をふるった後で仲直りだと言って性行為を強要する など
経済的暴力	おごらせる、貢がせる、借りたお金を返さない、お金を持ち出させる、アルバイトをさせる、アルバイトをやめさせる など

これらの暴力は複合的に用いられ、多くの場合はエスカレートしていきます。ただ、DV やデート DV 被害は主観的なものですから、被害には個人差があります。大切なことは、被害を受けていることを相談されたときに、相談を受けた人たちは、「このくらいのことで」とか、「それはケンカの範疇だ」等と、その被害について過小評価しないことです。

デート DV の要因

若者のデート DV が起こる要因としては大きく分けて4つが考えられます。

① 力で相手を支配すること

デート DV 加害者は、相手に暴力をふるうことが目的ではなく、「力」を使って相手を思い通りにコントロール、支配することが目的なのです。そのために、あらゆる「力」を使います。加害者にとって、暴力はそのための手段でしかないのです。

② 暴力を容認する意識

暴力を甘くみる意識です。加害者は、暴力に理由をつけて加害行為を正当化します。そのため、被害者は「暴力をふるわれても仕方ない」「自分が悪いから相手を怒らせてしまった」と、逆に罪悪感を感じます。

また、若い女性の場合、暴力を愛情だと勘違いしたり、暴力的な男性に魅力を感じたりする価値観をもつことがあり、暴力を容認しやすく、自身の被害を自覚することが困難な事例もあります。

暴力をふるわなくても問題を解決する方法はたくさんあります。にもかかわらず、加害者が暴力をふるうのは、それが簡単だからです。加害者は暴力を選んで使います。

③ ジェンダー・バイアス

男女の社会的な役割や態度・行動を決めつけ、男らしさ・女らしさといった固定観念ジェンダー・バイアスも、デート DV と深い関係があります。男らしさは、一般的に強い、決断力がある、リーダーシップがある、経済力がある、弱いものを守るなどのイメージ、女らしさは、かわいい、やさしい、おとなしい、控えめ、守ってもらう、などのイメージです。

それ自体を悪いと決めつけることはできないのですが、このような男らしさ・女らしさの特性に捉わ

れることが、恋愛関係に上下の関係を築きやすく、デートDVに繋がる要因になります。

④ 恋愛に関する歪んだ思い込み

恋愛は本来、楽しいはずのものです。しかし「束縛は愛情」とか、「激しい恋愛こそ本物」とか、「つきあうということは、お互いを100%さらけ出すこと」などという歪んだ思い込みがあることもあります。最初のうちは、愛し合っているという実感を感じ幸せと感じていても、次第に窮屈に感じるようになります。しかし、やめてほしいというタイミングを逃して言えなくなってしまうたり、束縛がエスカレートして暴力に変わっても、関係を維持することを優先して考え、被害者も加害者もデートDVを自覚できない場合があります。

デートDV防止には、これらの要因の認識と教育が必要です。

若者のデートDVの特徴

若者のデートDVには下記のようないくつかの特徴があります。

① 性的要素が強い

2人の関係が性行為をきっかけに急速に親密になり、加害者は相手に対して所有意識や特権意識もちます。「二人は特別な関係になった」「付き合っているのだからいつでも性行為に応じるべきだ」などと考え、デートDVが起きやすくなります。性行為を愛情と錯覚すると、性暴力被害に遭っているのに自覚できないことも多いのです。

また、性に関する知識の乏しさが、被害を深刻にしていることもあります。極端な例ですが、「未成年は大人じゃないから妊娠しない」と信じている場合もあります。

② 束縛＝愛情表現だという思い込み

デートDV加害者は、2人の関係性が深まることで相手が「自分のもの」になったように感じ、相手を所有物のように考える傾向にあります。親密な関係だからこそ相手を独占し、束縛していいと考え、支配が始まります。「愛しているから」「愛されているから」と束縛を愛情の尺度と捉えることもあります。

また、相手が離れようとしたり、別れる決意をし

たりすると束縛がエスカレートすることがあります。「自分がこんなに愛しているのがわからないのか」「力づくでわからせてやる」など、相手が別れをあきらめるまで電話やメールをしつこく送って相手を脅したり、待ち伏せや付きまとい行為することも少なくありません。加害者にとっては、相手が自分の支配下から離れようとするのが許せず、相手を罰しようとしています。自分にはそのような権利があるという歪んだ特権意識です。

③ 嫉妬を理由にした支配

嫉妬は、自信のなさや、自分を否定されているのではないかということへの不安から生じる感情でもあります。その感情の裏返しとして相手の行動を束縛し、コントロール、支配しようとしています。コントロールされるほうも、愛されているからそうされるのだと考えて、「好きだから」「愛しているから」と、相手からの要求を、多少いやだと感じても応じてしまうということが繰り返される中で、デートDVの関係性が固定化されていきます。被害者が離れたいという意思を示したときには、相手を自分のもとにとどめようとしてさらに暴力がエスカレートします。

④ 恋愛幻想がある

恋愛をドラマティックで劇的なものだと思い込む傾向があるのも若者の特徴です。束縛することや相手を独占することも、ふたりだけの世界にどっぷり浸かることも、すべて激しい本物の恋愛をしているからだと思い込みます。暴力行為が起き、それによってふたりの感情が激しく揺れることも、「これこそ本当の愛」などと考えてしまうこともあります。

漫画やドラマや恋愛ゲーム等では、暴力的な恋愛がかっこよく描かれていることもあり、恋に恋する若者は、「ドラマのような恋愛がしたい」とあこがれ、そんなロマンティックで素敵な恋愛ができるなら、多少のことは我慢しなくちゃと思ってしまうのが恋愛幻想です。

⑤ ピアプレッシャー

若い頃は、女性も男性も、付き合う相手がいることで、仲間から一目置かれたり、性的関係をもってはじめて「みんなと同じ」「大人になった」と考える傾向があります。

そのため、自分だけ未経験だと仲間外れになったような感覚に陥って焦って好きでもない相手と交際

したり、相手を失うことを避けるため、「暴力をふるわれても、彼氏がいないよりまし」と考えてしまうのがピアプレッシャーです。

⑥ 暴力容認度が高い

大人に比べて暴力的な情報に対する耐性が弱いのが若者です。多少荒っぽいことが魅力的だといった表現がメディアに溢れています。その結果、親密な相手に暴言を吐いたり、攻撃的になることが相手を傷つけているとは考えずに「イケてる」と思いこみます。

暴力をふるわれても、愛されているからと考えて、「相手を理解してあげられるのは自分しかない」「自分をもっと努力して相手を怒らせないようにしよう」「私が未熟だから彼を怒らせてしまったのだ」などと考えるなど、暴力に対する容認度が高い場合があります。

⑦ 暴力のサイクルが短い

暴力にはサイクルがあります。

1. 緊張期…加害者がイライラし、被害者がビクビクしてしまう、2人の中で緊張が高まる時期です。
2. 爆発期…暴力が起こります。身体的暴力とは限りません。
3. ハネムーン期…暴力のない時期です。加害者が反省したり、優しくなったり、暴力がなくなる時期です。

DV、デートDVの多くのケースが、この1から3を繰り返します。暴力をふるわれている時には怖いし、イヤだし、別れたいと思っていても、次の瞬間には泣いて謝罪したり優しくなったりするので、被害者は混乱します。そして優しい彼が本当の彼だと信じたい気持ちが強くなり、彼を怒らせないようにしようとか、怒らせるのは私が悪いからなのだと思うようになります。

若者のデートDVは、この暴力のサイクルが短いことが特徴です。加害者が短期間でこのサイクルを繰り返すことで、被害者だけでなく周囲も混乱します。周囲の人は、昨日は泣いて別れると言っていたのに、今日は2人でラブラブな姿で一緒にいるところをみたりすると、別れを決断しない被害者に対して呆れたり、憤りを感じ「もう知らない」「勝手にやっていたら」「せっかく心配したのに」という気持ち

になるかもしれません。しかし、被害者はこのサイクルに巻き込まれて混乱していることを見逃してはならないのです。

⑧ 自分のことを知られすぎている

交際すると相手のことを何でも知りたいと思ったり、お互いにすべてをさらけ出すことが当たり前だと考えがちです。

お互いの個人情報を知っている状況で、デートDVが起きると、相手と離れたいと思っても、居所を知られているので押しかけてこられたり、待ち伏せされたり、「自宅に押しかけて家族に危害を加えるぞ」とか、「学校に秘密をばらまくぞ」などと脅される可能性があります。

⑨ 相談先を知らない

内閣府の調査(2007年)では、交際相手から身体的・精神的な暴力を受けた経験がある人のうち、相談相手は友人と答えた人は55.5%でした。42.7%は誰にも相談していません。

山形県の20歳と21歳を対象とした調査(2012年)では、交際経験ありと答えた人が71.6%だったのに対して、デートDVの言葉も意味も知らないと答えた人が55%、DV相談窓口を知らないと答えた人が66.2%という結果が報告されています。

交際相手のことは、親や学校の先生に話すことに抵抗を感じる若者は多く、親に相談しても、叱られて「別れなさい」と言われるに違いないと考えたり、親に心配をかけたくないと考える傾向が一般的です。どこに相談してよいかわからず、一人で悩むことになります。デートDV被害を受けていたとしても、周囲の友人が気づいてあげることもできません。

親に相談するのは最後の最後である場合も多いのが現状です。相談する力をつけることと、相談先の情報提供は、被害者にも加害者にもならないための教育の内容として重要な項目です。

デートDVに関する大きな誤解

DVに関してはまだ、「身体的な暴力被害でなければDVではない」とか、被害に遭っても「物理的に離れてしまえば一件落着」「暴力をふるわれる方にも原因がある」「イヤなら別れればいいのに」「我慢が足りない」といった誤解が、まだまだ多く存在

しているのが現状です。

同居していないデートDVについては、更に、「離れて暮らしているのだから、連絡を取らなければ関係は終わるはず」「遠距離恋愛なら危険はない」「あの程度の暴力はDVとは言えない」というような大きな誤解が解決を遅らせています。

社会のデートDVに関する情報がまだまだ表面的なもので、正しい情報ではないからだと言えるかもしれません。誤解や無理解は被害者をさらに苦しめる二次的被害を生み出してしまう結果となります。

防止教育の目的と意義

若者たちがデートDVで悩んだ時に、一番最初に相談するのは友人です。その友人がデートDVのことを知っていれば、被害が深刻になる前の段階で解決の糸口が見いだせるかもしれませんし、周囲が「どんな理由があっても、暴力は絶対に許さない」という考えをもっていれば、それが加害者にとって大きな抑止効果になると考えられます。

そのためデートDV防止教育にはあらゆる要素が含まれていることが要求されます。

社会から暴力をなくし、若者をデートDVの加害者にも被害者にもならないようにするためには、未然の防止教育が有効です。

デートDV防止教育で伝えられること
(アウェアデートDV防止教育プログラム)

人権教育の充実	人権教育・性教育・ジェンダー・いじめ・自殺・虐待・関係性について学ぶ・お互いを尊重することなどを学ぶ
DV・デートDVの知識を得る	DVの要因・暴力の種類・尊重・共感・(性的)自己決定・自分(らしさ)を大切にすること・親のDVに気づく・友人のサポートなどを学ぶ
相談力	ひとりで抱えない・相談する力・情報を得るなどを学ぶ

被害者にならない教育と加害者にならない教育

デートDV防止教育は、被害者にならない教育だけでなく、加害者にならない教育が重要な要素です。最後に、この両面の教育活動を続けている「ア

ウェアの活動」を少し紹介させていただくことにします。

2001年にDV防止法ができてから、社会による被害者支援は少しずつ前進してきました。しかしDV防止法には加害者対策は入っていません。加害者対策はDVをなくすために不可欠です。

アウェアの活動の柱はふたつあります。まずデートDV防止教育活動です。2003年に代表の山口のり子が開発したデートDV防止プログラムを、各地の学校や大学で実施したり、一般向けの講座でデートDVについて講演をしたりすることで、子どもたちを加害者にしない・被害者にしない社会を目指しています。

もうひとつは、DV加害者プログラムの実施です。加害者プログラムは東京のアウェアの事務所内で、毎週2時間、1年間、グループで実施しています。

加害者プログラムの分野では2003年、2005年にカリフォルニアからDV加害者プログラムの草分け的存在であり、全米及びカリフォルニア州のファシリテーターたちの協議会会長のアリス・ラビオレットさん、坂本安子さんをお呼びし、加害者プログラムファシリテーター養成講座を開催しました。

また2008年からはアウェア代表の山口のり子による、DV加害者プログラム研修(100～126時間)ステップⅠ～Ⅲを実施し、加害者プログラムを各地で実施する人の養成に取り組んでいます。

もう一つの柱である、デートDV防止教育分野では2006年度から、全国各地でデートDV防止プログラムをファシリテートする人(ファシリテーター=実施者)の養成講座を開催しています。2006年度は東京と名古屋、2007年度は東京と神戸、2008年度は東京と高知、2009年度は東京と大阪で実施しました。

養成講座で学びアウェアの認定ファシリテーターとなった人が現在200人以上いて、全国各地でアウェアデートDV防止プログラムを実施しています。筆者もその中の一人です。

2006年にはデートDV教材ビデオ「デートDV～相手を尊重する関係をつくる～」企画制作しました。また、大分県、神奈川県、千葉市、長岡市からの依頼を受けてデートDV啓発パンフレットの企画制作をするなどの活動を続けています。

性教育の歴史を尋ねる

戦後・純潔教育編

茂木輝順

第11回 京都における「性教育指導要領(試案)」(1948年6月)

もてぎ てるのり
女子栄養大学大学院栄養学
研究科保健学専攻博士後期
課程修了、博士(保健学)

文部省純潔教育委員会がその正式発足から、「純潔教育基本要領」の通牒(1949年1月28日)まで、およそ1年8か月を費やした一方で、地方では、これに先立って発表されていた性教育の資料や要領(カリキュラム)があります。例えば、今回、紹介する、京都府教育部体育課・京都府教育研究所による『性教育指導要領(試案)』(1948年6月)(以下、『要領』)です。

この『要領』の「はしがき」(p.5)から、注目したい点を二点だけ述べると…。一つ目は、文部省が1947年6月に発表した『学校体育指導要綱』との関係です。『学校体育指導要綱』には、高等学校の衛生分野の一つに、“性教育”という教材が設定されたのですが、これについて「その細部にわたっては未だ何も示されていない」と指摘しており、『要領』の作成には、『学校体育指導要綱』の不十分な点を埋める意図もあったことがうかがえます。

二つ目は、この『要領』が京都軍政部の指導に基づいて作成されたことがわかる点です。「このたび本府では軍政部の指導に基づき、学校教師、両親、医師代表の参集を求め性教育に関する研究協議会を開いた」とあります。『要領』は「教師による作成委員会を組織し、小委員会総合委員会と」「十数回」の会議を経て、「(1948年)2月3日最初の協議会を開いて以来3か月余の日を費して」完成したようです。

『要領』に示された各段階での単元をまとめると以下の表のとおりです。これらの単元には、乳幼児期を除き、それぞれ、目標、指導の内容、結果の判定が示されおり、学校での性教育に資するようにカリキュラム化されています。

では、なぜ、京都軍政部がこのような『要領』を必要としたのでしょうか。

京都軍政部には京都を戦後教育改革のモデル地区にしたいという意向があったようで⁽¹⁾、高校三原則(小学区制・総合制・男女共学制)が厳格に実行され、結果的に他県に比べ長期にわたって高校三原則が維持されています。戦後教育改革で、(新制)中学校が設置され、

単元			
乳幼児	A 乳児の取扱い方はどうしたらよいか		
	B 幼児の取扱い方はどうするか		
	C 乳児幼児の性病について		
	D よりよい子供を育てるにはどうすればよいか		
小学校	道徳面の単元	A 男女が仲良くするには私達はどうすればよいか	
		B 質問は誰にすれば一番よいか	
		C 私たちはどうすれば健全で楽しい時間がもてるか	
		D 弟や妹を両親はどのように育てておられるか	
	動植物面の単元	A 動植物はどうしてふえるか	
		衛生面の単元	A 身体を清潔にするには私達はどうすればよいか
			B 私達の身体は男女どう違うか
			C 月経の手当をどうするか(女子教材)
中学校	A 性についての正しい認識を得るにはどうしたらよいか		
	B 私達男女が正しくつき合うにはどうしたらよいか		
	C 性欲の正しいあり方はどうか		
	D 私達は性の生理衛生についてどんなに注意したらよいか		
	E 性病はどんなに恐ろしいものか		
	F 正しい恋愛はどのようにあるべきか		
	G 正しい結婚はどのようにあるべきか		
	H 人間はどうして生まれるか(例外として取り扱う)		
高等学校	A 「性」とはどういうことを意味するのか		
	B 人類の生命はどのようにして受け継がれて行くか		
	C 性に対する正しい考え方及態度はどうあるべきか		
	D 結婚についての心構えはどうあるべきか		
	E 社会秩序と性の問題はどんな関係があるか		
	F 文化の進展に伴って性の諸問題はどんなに取り扱われて来たか		

(旧制)中学校・高等女学校・実業学校が(新制)高等学校へ再編されるなど、男女が別学であった学校制度が男女共学へと大転換する中で、男女を一緒にしても問題が起こらないように必要とされたのが性教育のカリキュラムであったと考えられます⁽²⁾。

【注】

- (1)「新学制発足当時の関係者座談会速記要旨」『京都府教育史 戦後の教育制度沿革』京都府教育研究所 1956年 p.591
- (2) 加えて、学生の側から性教育の必要性の声があがっていたという背景も影響していたかもしれません。1947年2月に京都の中等学校の男女生徒92名によって開催された「中等学生の男女交際」についての討論会では、性教育の必要性が議決されています。(『中等学生の男女交際』『京一中新聞』第2号 1947年3月 p.3)

子どもたちに教えるべき11カ条

全米50州のうち公立学校で性教育を教えるよう求めているのは22州と首都ワシントンのコロンビア特別区に過ぎず、教える内容が医学的に「正確な情報知識でないとならない」と定めてあるところは19州です。こうしたお寒い教育事情の結果か、ティーンエイジャー（13～19歳）の41%までがコンドームがどういうふうに使つかをほとんど、あるいはまったく知らないばかりか、75%もが、避妊が何なのをほとんど理解していないことが最近わかりました。

米国での性教育の難しさはキリスト教的な背景もあって純潔教育に重きをおく家庭も多いからです。実際、37州とコロンビア特別区では性教育のプログラムに親の関与を認めていますし、3州では子どもの性教育には親の同意が必要です。親が望むなら子どもが性教育の授業を欠席してよい州も35州に上ります。

そこでニュースサイトのSalon.comが性教育や社会学、ジェンダーの専門家らに取材して、独自に「子どもたちに教えるべき11カ条」をまとめました。

1. 初体験は性教育の第一章。だから心配しないこと（処女性なんてものはもともと存在しないのだから喪失するものでもない。すべては人間の自然な成長の過程。良いセックスは練習も必要なのです）。
2. ジェンダーの規範が喜びを規制する。自由な探検を（女の子はこう、男の子はこう、というジェンダーのステレオタイプは数多いが正しいとは限らない。自分のジェンダーの定義は自分でつくって大丈夫）。
3. 良いセックスにはコミュニケーションがカギ（自分の相手が自分の心を読んでくれると期待するのはやめましょう。嫌なことは黙って苦しまないこと）。
4. きみがセックスを怖いと思うのと同じくみんなセックスは怖いんだ（自分に自信を持つことがすべての基本。自分の中に人に言えない変なものがあるということは、じつはみんなが同じように感じていて、そ

- れがわかれば自分自身を受け入れることは簡単になる）。
5. セックスは自分の好きな物が何かを知る行為。だから最初が完璧でなくても心配ない（たとえばきみがゲイなら特に、最初のセックスの何回かはとても混乱したもので楽しくすらないかもしれない。だが必ず素敵なセックスに巡り会える）。
 6. 他人が期待することに合わせて自分の喜びを制限してはいけない（男性性が支配しがちなこの社会で、その社会が期待するとおりの無難な場所から踏み出すことも幸せを見つける方法です）。
 7. セーフセックスは単に病気に感染しないためのものではない（セーフセックスは肉体的に病気や妊娠を避けるためだけではなく、精神的にも感情的にも安心と安全が得られる性的関係のこと。セックスは楽しめるものですが、後悔するためのものじゃない）。
 8. セックスは性交よりもっと大きい（セックスという言葉は肉体的意味に縛られがちだが、本当は自分の気分や好みや相手の組み合わせで無限の意味を持つ）。
 9. 自分より友だちの方がきっとセックスしてる回数が多いと思うのはきっと間違い（思っているほど人はセックスしていない。毎日あるいは毎週セックスしていなければどこかおかしいと思うことはほとんど妄想です。性は人によってまったく違うし比べても無駄）。
 10. セクシュアリティというのは流動的。流動的は楽しい（同性に惹かれても大丈夫。惹かれなくても大丈夫。性的指向は時に曖昧。自分も他人も決めつけることなく、流動性と多様性を大切に）。
 11. セックスはときどきものすごく気まずくごちなく格好わるい（セックスはときどき思ったようには進んでくれない。プレッシャーもあって失敗したと感じることもある。セックスは真剣なことだが、セックスの最中に笑ったって大丈夫なのです）。

要は自分を受け入れ、自信を持ち、相手との関係性の中に解放すること。思えばこれは人生自体への助言。性教育とはまさにそれなのでしょ。

きたまるゆうじ ニューヨーク在住（20年）ジャーナリスト／作家／元・中日新聞（東京新聞）ニューヨーク支局長。

「ありのままのわたしを生きる」ために



第35回

ロッカールームの鍵

土肥いつき

京都の公立高校教員。24時間一人パレード状態のMtFトランスジェンダー。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

「先生っていったい何者ですか?」。ある3年の生徒が書いた授業アンケートです。なんか微妙やな…。

閑話休題。

人権教育を専門とする女性の研究者MさんとRさん、そして、シングル女性の就労支援をしているSさんとの出会いは、わたしに大きな影響を与えました。特にお酒が大好きなMさんとは、Mさんが2008年に同じ京都に引っ越してこられたということもあり、意気投合して、ことあるごとに話し込みました。Mさんとの対話は、人権教育を俯瞰する話からプライベートな悩みに至るまで、多岐にわたりました。しかし、そうした話題は、不思議なほどにすべてがジェンダーへと収斂していきました。「女性とは何か」という、一人で考え続けいまだ答えのない問いと、Mさんとの対話の中で、ふたたび向きあうことになりました。Mさんとの対話を通して、人と人との関係の中や生きることそのものの中にジェンダーがあるということに気づかされました。一方、Mさんの女性としての過酷な経験を聞けば聞くほど、「自分は女性である」と名のれなくなっていきました。なぜなら、わたしには「女性としての経験」はほとんどなかったからです。

2008年12月、Mさんの家で、RさんSさんわたしの4人で忘年会をすることになりました。いわゆる「女子会」は初めてだったので、少し緊張しながら忘年会に参加しました。ところが、そんなわたしの緊張をよそに、忘年会はとても楽しく、笑いの絶えないひとときでした。時間がたつのも忘れて笑っていると、気づいたら、終電が既に出た後でした。「じゃあ合宿だね。とりあえずみんなでお風呂に入ろ」と言うMさん。「わたしはあとで」「なに言ってるの。いつきちゃんもいっしょだよ」「え?」。とまどうわたしの手を引っ張って、Mさんはわたしをお風呂に連れて行きました。結局、みんなでお風呂に入っておおはしゃぎをしまいました。その夜、雑魚寝をしながら、不思議な感覚に包まれていました。「どうしてこんなわたしを仲間に入れてくれるんだろう」。その答を、のちに

Rさんはこう言いました。「痛みや葛藤の共通点、そこに共感してみんな集まっているんだよね」。MさんRさんSさんと出会い、「無理に『女性』にならなくてもいいんだ」と、ようやく思うことができました。

ところで、職場ではトランス当初にカムアウトに失敗して以来、管理職や養護教諭など一部の人にしか自分のことは話していませんでした。それでも日常的に困ることはほとんどありませんでした。ロッカーは男性の場所にありましたが、着替えは放送室でしていました。トイレは、掃除当番は女性トイレに割り振られてはいましたが、授業中に生徒用トイレを使うか、ちょっと離れたユニバーサルトイレを使っていました。

しかし2007年、「もう『時』は来ただろう」と思い、意を決して女性のロッカールームとトイレを使わせてほしいと女性教職員にお願いすることにしました。年度末の女性教職員の集まりで、自分の気持ちを話しました。その場ではいくつか質問があったものの、みんな了承してくれました。ところが、その場にいなかった人から「かつての土肥さんを知っている自分としては、同じロッカールームを使うのはしんどい」という意見が出てきました。トイレにしろロッカーにしろ、100%の同意なしにできることはありません。「気にせず使えばいいよ」という人もたくさんいましたが、わたしはあきらめることにしました。それでも翌年、誰も使っていない女性休養室にわたしのロッカーを移すことはできました。ところが2009年3月、女性ロッカールームを男性ロッカールームにして、私のロッカーが置いてある女性休養室が女性ロッカールームになることになりました。さすがにその時、わたしは「もう動きたくない」と言いました。すると、誰もが「当然だね」と言ってくれました。反対する人は誰もいませんでした。4月、女性の事務職員の方が、「これ」と、ロッカールームの鍵箱の暗証番号が書かれた小さなピンクの紙を持ってきてくれました。わたしはその紙を見つめながら「ようやくここまで来た。長かったなあ」、あふれてくる思いをかみしめていました。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

「ふたりのママ」ヘエールを

この本の著者と同様、私は同性愛者である。20代の頃は、ゲイ（男性同性愛者）が男女の夫婦のような長期的な関係を結ぶのは難しいとよく言われていて、自分の「性癖」を隠して「ふつう結婚」をするのがいい、などとよく上の世代から言われたものだった。そうした風潮や現実 反撥して、男性どうしの性愛、パートナーシップについて明らかにしたのが拙著『プライベート・ゲイ・ライフ』（1991年）だったのだが、ときは流れ、昨年（2013年）には、女性どうしの結婚式が天下の東京ディズニーリゾートで行われ、それが大きく報道されるま までになった！

そこで祝福された女性どうしのカップルが本書『ふたりのママから、きみたちへ』の著者らである。式は挙げられても、まだ法律で結婚が許されていない同性愛者のふたりが、いずれはもうけたいと思っている（未来の）子供に向けて、レズビアンとして歩んで来た過程、LGBT（性的少数者）が置かれている現状などを語る、という設定で構成されていて、若い読者はきっと、その誠実な語り に心打たれるはずだ。

そして、この社会のなかにそれまで目にしていたのとはまた別の風景が立ち現れてくるに違いない。目を凝らせば、男女のカップルや家族にまぎれて見えなかった少数者の営みや、多様な性を生きる人たちの現実が浮かび上がってくる。実際には性的少数者の人数は人口の数パーセントに及び、つまり数百万人とも推測され、すでに同性どうし で暮らしている人も、あるいは、少ないながらもカップルで子どもを育てている人たちも存在する。

昨年の朝日新聞のアンケートによると、「同性婚」に抵抗感のある人が49%だったとのことで、著者らは、「多くの人から『抵抗感がある』と言われる私た



ふたりのママから、 きみたちへ

東小雪 + 増原裕子著
イースト・プレス
1,365円（税込み）

ちは、いったいどうしたらいいのでしょうか。……こういう設問自体が無効になるような社会であってほしい」と訴える。私の世代の当事者からすると、逆に、残りの人たちは「抵抗感」がないのか！と驚いてしまうのだが、彼女たちの言うとおりに、まだ多くの人たちが同性愛に否定的な感情を抱いている状況というのは、差別や偏見が解消されたとするにはほど遠い。

インターネットの普及とともにマイノリティのネットワークは広がったが、それでも、思春期のLGBTの大半は孤立して不安を抱いているだろうし、また生き難い日々を送っている大人の当事者も少なくない。こうした現状を変えるには、まず、性教育などの場で性やライフスタイルの多様性を教えていくしかない。あるいは、「ふたりのママ」たちのように社会的なカミングアウトをする当事者が増えて、LGBTが可視化され、その存在を特別なものではなく当たり前にしていくこと。そして、日本でもやっと政治の舞台においてもこうした問題にスポットが当たりはじめてきたが、「同性婚」など具体的な問題を法律や制度として解決していくのが肝要だ。

これから子育てに挑戦しようとしている「ふたりのママ」ヘエールを贈りたい。私が以前に対談した、実際に子どもを育てているレズビアンマザーが話していた言葉だ。自分たちのセクシュアリティや関係性を幼い子どもたちにどう伝えていくのかという質問に対して、彼女はこう答えてくれた。

「……言語では社会的な偏見があるけど、基礎的な生活実感は経験できていくわけだから、それをもって子どもたちには伝えようと思ってる」（『クィア・パラダイス』1996年）。

実際、彼女たちの子どもは、「両親」のセクシュアリティをよく理解できないまでも、日々の暮らしのなかでの関わりによって肯定的に受け止めていったという。
(作家 伏見憲明)

「若者の性」白書

好評
発売中!!

第7回 青少年の性行動全国調査報告

2011年度第7回「青少年の性行動全国調査」として行われた「若者の性意識・性行動」に関するレポート。1974年より6年ごとに刊行してきた最新版。我が国の青少年の性に関する実態と変容を把握でき、検討・分析のための貴重な論文・データ書！

◆主な内容◆

- 序章 第7回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 青少年の性行動の低年齢化・分極化と性に対する新たな態度
- 第2章 欲望の時代からリスクの時代へ
—性の自己決定をめぐるパラドクス—
- 第3章 青少年の家庭環境と性行動
—家族危機は青少年の性行動を促進するのか—
- 第4章 消極化する高校生・大学生の性行動と結婚意識
- 第5章 青少年にみるカップル関係のイニシアチブと規範意識
- 第6章 高校生・大学生の避妊に関する意識と行動
—避妊行動の分化に着目して—
- 第7章 現代日本の若者の性的被害と恋人からの暴力
- 第8章 自慰経験による女子学生の分化
- 第9章 性情報源として学校の果たす役割
—性知識の伝達という観点から—
- 付表Ⅰ 「青少年の性に関する調査」調査票
- 付表Ⅱ 基礎集計表（学校種別・男女別）



編／財団法人日本児童教育振興財団内
日本性教育協会
発行／小学館

本体2,310円（税込） ● A5判256ページ
全国の書店にてご購入できます！

JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約5万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】 必ず事前に電話で予約が必要です（tel 03-6801-9307）。貸出業務は行っていません。

【開室日・時間】 月～金曜日 10:30～17:30

【休室日】 土・日曜日、祝日、年末年始 ※その他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】 コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<http://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室 利用方法

収集文献 ・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者、セクソロジー（自然科学系、人文・社会学系）、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際（海外団体資料・海外学術誌）、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<http://www3.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>